

相談支援事業所 ううんど♥ぽつとのご案内

障がいのある方、ご家族からのご相談をお受けしています。

Q 相談支援事業所って？

地域で生活する障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助、関係機関との連携調整などを行うことで、安心して自立した生活が送れるよう、総合的・継続的に支援をするところです。

平成24年4月から障害福祉サービスを利用される方すべてに「サービス等利用計画」が必要になりました。

「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に
改正されました。

Q サービス等利用計画の作成って？

相談支援の種類	相談内容	指定を出す機関	関係する法律
①一般相談支援事業	地域相談支援	県	障害者自立支援法
②指定相談支援事業	計画相談支援	市町村	障害者自立支援法
③障害児相談支援事業	障害児支援	市町村	児童福祉法

- ① 【一般相談支援】 · 地域相談支援
- ② 【特定相談支援】 · 障害者（児）からの相談に応じる（基本相談支援）
· 障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行う（計画相談支援）
- ③ 【障害児相談支援】 · 障害児通所支援事業を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行う。（障害児通所利用計画作成）

Q サービス等利用計画の作成って？

障害福祉サービスを利用される際に、活用できるサービスの情報提供を行い、サービス提供事業所との調整や全体の支援方針を統一するための総合的なプランを作成します。

「サービス等利用計画」とはご本人の希望に沿ったサービスが受けられるよう、相談支援専門員が総合的な支援方針やサービスの組み合わせなどを検討、調整し作成したプランのことです。定期的にプランの見直しを図り、住み慣れた地域で安心した生活ができるようお手伝いいたします。

市町村に障害福祉サービス利用の申請を出すときに必ず添付する書類です。

Q どんなことの相談にのってくれるの？

- ・ 障害福祉サービスを利用するには、どうすればよいのだろう。
- ・ 将来のことが不安。
- ・ 一人暮らしがしたいけど、できるだろうか。



Q 主な支援内容は？

- ・生活全般についての相談
- ・施設、病院からの地域移行に関する相談
- ・障害福祉サービスについての情報提供や助言
- ・障害者手帳や福祉サービスなどの申請のお手伝い
- ・さまざまな社会資源を活用するための情報提供や助言
- ・地域で生活するために必要な力を高めるための支援（コミュニケーションや人間関係についてなど）
- ・対人関係など、自立生活全般に必要な精神的サポート
- ・仕事、職業に関する相談、情報提供
- ・サービス事業者等との連絡調整
- ・子育て及び相談サポート
- ・専門機関の紹介
- ・権利を守るために必要な援助を行う専門機関の紹介など。



Q どんな人が利用できるの？

障害のある方や、そのご家族、関係者の方々からのご相談をお受けしています。
(障害者手帳の有無や年齢などは問いません)（身体障害、精神障害、知的障害、発達障害）

Q だれが相談にのってくれるの？

相談支援専門員がご相談をお受けいたします。

ご本人、ご家族からのご相談をお聞きしたうえで、より自立した日常生活や社会生活を送れるよう、助言や情報提供を致します。また、必要に応じ、関係機関等と連携を図っていきます。

※相談支援専門員とは、福祉、保健、医療、就労、教育等の分野で、相談支援業務等の実務経験があり、都道府県の実施する「相談支援従事者研修」を受講した者のことをいいます。

Q サービスの利用料は？

無料です。



Q 秘密は守られるの？

秘密は固く守ります。ご安心ください。

Q 相談方法は？

まずは、お電話等でご連絡下さい。お宅へ訪問することもできますし、事業所に来ていただくこともできます。

Q 相談支援事業所の所在地・連絡先は？



相談支援事業所 らうんど・ぱっと

相談日：月曜日～金曜日

時 間：9：00～17：00（一般相談支援は、24時間対応です）

電 話：0983-21-4117 FAX:0983-21-4118

住 所：〒884-0103 児湯郡木城町川原643-1